

福井県報

号外第 39 号
令和 8 年
4 月 1 日(水)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

告 示

- 指定公金事務取扱者の指定(155・大学私学課)……………2
- 令和8年度の自衛官の募集(156・市町協働課)……………2
- 指定公金事務取扱者の指定(157、158・定住促進課)……………2
- 指定納付受託者の指定(159～165・同)……………3
- 高圧ガス製造保安責任者免状および高圧ガス販売主任者免状ならびに液化石油ガス設備士免状の交付事務の委託(166・消防保安課)……………4
- 福井県立若狭歴史博物館観覧料、福井県立若狭歴史博物館が指定する物品および図録等販売料の徴収事務委託(167・若狭歴史博物館)……………4
- 指定公金事務取扱者の指定(168・エネルギー課)……………4
- 福井県海浜自然センター自然体験講座参加費の徴収事務委託(169・海浜自然センター)……………4
- 福井県年縞博物館の観覧料、福井県年縞博物館が指定するグッズの販売料および図録販売料の徴収事務委託(170・年縞博物館)……………5
- 福井県年縞博物館と若狭三方縄文博物館の共通観覧券発行に係る観覧料の徴収事務委託(171・同)……………5
- 福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金および介護福祉士等修学資金返還未収金収納業務に関する収納事務委託(172・長寿福祉課、児童家庭課)……………5
- 指定公金事務取扱者の指定(173・障がい福祉課)……………5
- 指定公金事務取扱者の指定(174・こども未来課)……………6
- 保育士登録業務に係る手数料の収納事務委託(175・児童家庭課)……………6
- 福井県工業技術センターの使用料および手数料の徴収事務委託(176・工業技術センター)……………6
- ※福井県林業近代化資金利子補給規程の廃止(177・県産材活用課)……………6
- 浅水駅前駐車場の駐車料金の徴収事務委託(178・道路保全課)……………7
- 福井駅西口地下駐車場の駐車料金の徴収事務委託(179・同)……………7
- 和田港若狭和田マリーナ給油施設の使用料の徴収事務委託(180・港湾空港課)……………7

- 福井県営住宅を既に退去した者および現に入居している者の県営住宅使用料ならびに県営住宅駐車場使用料の未収金の徴収事務委託(181・建築住宅課)……………7
- 福井県営住宅に現に入居している者の県営住宅使用料ならびに県営住宅駐車場使用料の収納事務委託(182・同)……………7
- 福井駅東口駐車場の駐車料金の徴収事務委託(183・福井土木事務所)……………8
- 令和8年度特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(184・会計課)……………8
- ※物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等の一部を改正する告示(185・同)……………11
- 令和8年度福井県奨学育英基金未収債権回収事業委託(186・高校教育課)……………12

公 告

- 令和8年度調理師試験の実施(医薬食品・衛生課)……………12

教育委員会告示

- 公印の告示(1・教育政策課)……………13

告 示

福井県告示第155号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、講義受講者への交通費支給事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
アイビーエージェント株式会社
福井市日之出4丁目1-6
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出
講義受講者への交通費支給事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和6年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年4月1日

福井県告示第156号

陸上自衛隊、海上自衛隊および航空自衛隊の二等陸海空士の令和8年度における募集が行われるので、受験資格、募集期間その他採用試験に関する事項について、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条および第117条第1項（同令第118条においてこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 受験資格（男女とも）
採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者
- 2 募集期間その他採用試験に関する事項
男女とも下記のとおり
 - (1) 募集期間
年間を通じて受付
 - (2) 採用試験の試験期日
志願者に別途通知
 - (3) 採用試験の試験場の位置および名称
志願者に別途通知

3 問い合わせ先

福井市春山1丁目1番54号
福井春山合同庁舎10階
自衛隊福井地方協力本部募集課
電話（0776）23-1910

福井県告示第157号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、UIターン就活等交通費等支援金支給事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
アイビーエージェント株式会社
福井市日之出4丁目1-6
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出
UIターン就活等交通費等支援金支給事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和6年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年4月1日

福井県告示第158号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、ふくいインターンシップ参加者宿泊費支援事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
アイビーエージェント株式会社
福井市日之出4丁目1-6
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出
ふくいインターンシップ参加者宿泊費支援事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和6年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年4月1日

福井県告示159号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同法第231条の2の3第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定納付受託者の名称および住所
株式会社アイモバイル
東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号
関電不動産渋谷ビル8階
- 2 指定した日
令和8年4月1日

福井県告示160号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同法第231条の2の3第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定納付受託者の名称および住所
PayPay株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定した日
令和8年4月1日

福井県告示第161号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同法第231条の2の3第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定納付受託者の名称および住所
READYFOR株式会社
東京都千代田区一番町8
- 2 指定した日
令和8年4月1日

福井県告示162号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同法第231条の2の3第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定納付受託者の名称および住所
株式会社さとふる
東京都中央区京橋二丁目2番1号
- 2 指定した日
令和8年4月1日

福井県告示163号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同法第231条の2の3第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定納付受託者の名称および住所
株式会社Workthy
福岡県福岡市中央区赤坂1丁目16-5
読売九州ビル5階
- 2 指定した日
令和8年4月1日

福井県告示164号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同法第231条の2の3第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定納付受託者の名称および住所
株式会社トラストバンク
東京都品川区上大崎三丁目1番1号
- 2 指定した日
令和8年4月1日

福井県告示165号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同法第231条の2の3第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定納付受託者の名称および住所
株式会社福井カード
福井県福井市順化1丁目3番3号
- 2 指定した日
令和8年4月1日

福井県告示第166号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第29条の2第1項および液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の4の2第1項の規定に基づき、高圧ガス製造保安責任者免状および高圧ガス販売主任者免状ならびに液化石油ガス設備士免状の交付事務の全部を高圧ガス保安協会に委託したので、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第8条第2号および液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）第7条第2号の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 委託に係る免状交付事務の内容
 - (1) 免状交付申請書の配布および受付ならびに免状の作成および送付に関すること。
 - (2) 免状再交付申請書の配布および受付ならびに免状の作成および送付に関すること。
 - (3) 免状書換え申請書の配布および受付ならびに免状の作成および送付に関すること。
- 2 委託に係る免状交付事務を処理する場所高圧ガス保安協会試験・教育事業部門
〒105-8447
東京都港区虎ノ門4丁目3番13号
(ヒューリック神谷町ビル)
電話03-3436-6106

福井県告示第167号

地方自治法施行令（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県立若狭歴史博物館観覧料、福井県立若狭歴史博物館が指定する物品および図録等販売料の徴収の事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり

告示する。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
株式会社アイビックス
福井市下馬2丁目101
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
福井県立若狭歴史博物館観覧料、福井県立若狭歴史博物館が指定する物品および図録等販売料の徴収の事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和8年4月1日

福井県告示第168号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県若狭湾エネルギー研究センターの施設および設備等の使用料の徴収事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター
敦賀市長谷64号52番地1
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
福井県若狭湾エネルギー研究センターの施設および設備等の使用料
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年4月1日

福井県告示第169号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県海浜自然センター自然体験講座参加費の徴収事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所

一般社団法人 うみから
代表理事 西野ひかる
小浜市水取1丁目7-11

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
自然体験講座参加費
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和6年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年4月1日

福井県告示第170号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県年縞博物館の観覧料、福井県年縞博物館が指定するグッズの販売料および図録販賦料の徴収の事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日
福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
株式会社 オーイング
大飯郡高浜町東三松9-9-13
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
福井県年縞博物館の観覧料、福井県年縞博物館が指定するグッズの販売料および図録販賦料の徴収の事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和8年4月1日

福井県告示第171号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県年縞博物館と若狭三方縄文博物館の共通観覧券発行に係る観覧料の徴収の事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日
福井県知事 石田 嵩人

- 1 受託者の名称および住所
若狭町
三方上中郡若狭町中央第1号1番地

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
福井県年縞博物館と若狭三方縄文博物館の共通観覧券発行に係る観覧料の徴収の事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和8年4月1日

福井県告示第172号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金および介護福祉士等修学資金返還未収金収納業に関する収納事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日
福井県知事 石田 嵩人

- 1 受託者の名称および代表者の氏名ならびに住所
弁護士法人一番町綜合法律事務所
代表社員弁護士 神崎 浩昭
東京都千代田区紀尾井町3番12号紀尾井町ビル
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金および介護福祉士等修学資金返還未収金収納業務に関する収納事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年4月1日

福井県告示第173号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、令和8年度障がい福祉人材確保事業「ちょこっと就労促進事業」における支援金支給事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日
福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
社会福祉法人 福井県社会福祉協議会
福井市光陽2丁目3番22号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出
令和8年度障がい福祉人材確保事業「ちょこっと就労促進事業」における支援金支給

事務

- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年4月1日

福井県告示第174号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、「ふく育サービス」共通利用券精算事務および「ふく育タクシー」認定ドライバー研修修了者奨励金支給事務を委託したので、同法243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
株式会社 JTB 福井支店
福井市中央1丁目2番1号ハピリン2階
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出
「ふく育サービス」共通利用券精算事務および「ふく育タクシー」認定ドライバー研修修了者奨励金支給事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年4月1日

福井県告示175号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項の保育士登録申請、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第17条第1項の保育士登録証書換え交付および児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第18条第1項の保育士登録証再交付にかかる手数料の収納事務を委託したので、地方自治法施行令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 受託者の名称および代表者の氏名ならびに住所
社会福祉法人日本保育協会
理事長 吉田 学
東京都千代田区麴町1丁目6番2号

- 2 受託事務の内容
 - ①保育士登録申請にかかる手数料の収納
 - ②保育士登録証書換え交付にかかる手数料の収納
 - ③保育士登録証再交付にかかる手数料の収納
- 3 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 収納の方法
払込用紙による。

福井県告示第176号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福井県工業技術センターの使用料および手数料の徴収の事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 受託者の名称および住所
福井ビル管理株式会社
福井市三ツ屋1丁目617
- 2 委託事務の内容
福井県工業技術センターの使用料および手数料の徴収の事務
- 3 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 徴収の方法
領収書による

福井県告示第177号

福井県林業近代化資金利子補給規程を廃止する告示を次のように定める。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

福井県林業近代化資金利子補給規程を廃止する告示
福井県林業近代化資金利子補給規程（昭和47年福井県告示第576号）は、廃止する。

附 則
（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
（福井県林業近代化資金利子補給規程の廃止に伴う経過措置）
- 2 令和8年3月31日までに貸付けの実施の承認を受けた林業近代化資金に係る利子補

給金の給付については、なお従前の例による。

福井県告示第178号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例（平成16年福井県条例第29号）第5条の駐車料金の徴収の事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
福井鉄道株式会社
越前市北府2丁目5番20号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
浅水駅前駐車場使用料
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年4月1日

福井県告示第179号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例（平成16年福井県条例第29号）第5条の駐車料金の徴収の事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 受託者の名称および住所
まちづくり福井駐車場管理センター
福井市中央一丁目2番1号
- 2 委託事務の内容
福井駅西口地下駐車場の駐車料金の徴収の事務
- 3 委託期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 4 徴収の方法
簡易領収書による。

福井県告示第180号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県港湾施設管理条例（昭和37年福井県条例第45号）第9条の使用料等の徴収の事務を委託したので、同法同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 受託者の名称および住所
若狭高浜漁業協同組合
大飯郡高浜町塩土第5号1番地
- 2 委託事務の内容
和田港若狭和田マリーナ給油施設の使用料の徴収の事務
- 3 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 徴収の方法
納入通知書または口頭による納入の通知による。

福井県告示第181号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県営住宅条例（平成9年福井県条例第3号）第13条および第38条の使用料の徴収の事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
弁護士法人 関西法律特許事務所
大阪府大阪市中央区北浜2丁目5番23号 小寺プラザ12階
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
福井県営住宅を既に退去した者および現に入居している者の県営住宅使用料ならびに県営住宅駐車場使用料の未収金の徴収
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年4月1日

福井県告示第182号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県営住宅条例（平成9年福井県条例第3号）第13条および第38条の使用料の収納事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 受託者の名称および住所
アイリス・辻広組グループ
福井市下馬3丁目511番地
- 2 委託事務の内容
県営住宅使用料および県営住宅駐車場使用料の収納事務
- 3 委託期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 4 収納の方法
領収書による。

福井県告示183号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例（平成16年福井県条例第29号）第5条の駐車料金の徴収の事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
株式会社ナイガイ
福井市光陽3丁目3-7
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
福井駅東口駐車場の駐車料金の徴収の事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年4月1日

福井県告示第184号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項および第167条の11第2項の規定に基づき、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定の適用を受ける調達契約のうち令和7年度以降福井県が発注する物品等の購入、修繕、借上げ等および特定役務の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札および指名競争入札（以下これらを「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項および当該資格の審査申請等について地方自治法施行令第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）および特定調達契約に係る福井県財務規則

の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第3条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 調達をする物品等または特定役務の種類
 - (1) 文具・印章事務用品機器
 - (2) 医療薬品類
 - (3) 電気通信機器類
 - (4) 機械器具類
 - (5) 測量（計量）器類
 - (6) 油脂・燃料類
 - (7) 保守管理・警備保障・検査類
 - (8) その他
- 2 特定調達契約に係る競争入札に参加することができる者
特定調達契約に係る競争入札に参加することができる者は、次に掲げる者以外の者で、知事が行う審査により特定調達契約に係る競争入札に参加することができる者に必要な資格（以下「参加資格」という。）を有すると決定された者とする。
なお、物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等（昭和42年福井県告示第27号）の規定による審査において福井県が行う競争入札に参加する者に必要な資格を有すると決定された者については、参加資格を有すると決定された者とみなす。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者およびその者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書（物品の製造または購入契約に係る資格等において定められた様式第1号。以下「申請書」という。）およびその添付書類に虚偽の事項を記載した者
 - (4) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (5) 県税、法人税、申告所得税、復興特別所得税、消費税または地方消費税を滞納している者
 - (6) 福井県が訴えを提起している者
 - (7) 申請日前1年間に営業の実績がない者
- 3 資格審査の申請の方法
 - (1) 申請の手続
競争入札の資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて、6の提出場所に提出すること。なお、申請書およびその添付書類（以下「申請書等」という。）の提出は、電子申請または郵送によるこ

とができる。ただし、「福井県物品等発注事務に関するコンプライアンス要綱」に基づき不当な働きかけ等があったとして行政指導の通知を受けてから2カ月を経過していない者（当該通知を受けた者が役員または従業員である場合の法人を含む。）は、申請書を提出することができない。

ア 法人にあっては貸借対照表、損益計算書等、個人にあっては所得税青色申告決算書もしくは所得税確定申告書および収支計算書またはこれらに準ずるもの

イ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、個人にあっては地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないことを証する書面

ウ 福井県の区域内に事業所を有する者には、福井県が交付する県税の納税証明書または税務課が定めた県税の納税状況に関する提供に関する同意書

エ 法人にあっては税務署が交付する法人税、消費税および地方消費税の納税証明書、個人にあっては税務署が交付する申告所得税、復興特別所得税、消費税および地方消費税の納税証明書

オ 役員等名簿（様式第2号）

カ 認可、認可等を必要とする営業にあっては、これを得たことを証明する書類

キ 国際標準化機構が定めた規格（7において「国際規格」という。）ISO14001または環境省が定めた規格（7において「環境省規格」という。）エコアクション21の認証を取得している場合にあっては、当該認証に係る登録証の写し
ク 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第50条第1項の規定による障害者雇用調整金または同法附則第4条第3項の規定による報奨金の支給を受けている場合にあっては、当該調整金または報奨金の支給決定通知書の写し

ケ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項または第4項の規定により一般事業主行動計画を策定している場合にあっては、その写し

コ 次世代育成支援対策推進法第13条の規定による厚生労働大臣の認定を受けている場合にあっては、当該認定通知書の写し

サ 代理店または特約店であるときは、これを証する書類

シ 法人が支店、営業所等の長に競争入札参加者としての権限を委任する場合には、その委任状

ス その他知事が必要と認めた書類

(2) 申請書の受付時期（更新の場合を除く）

令和6年4月1日から福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）に規定する県の休日を除き、随時、申請を受け付ける。

(3) 申請書等に用いる言語

ア 申請書および財務諸表類については、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載されているものについて、日本語の訳文を付記または添付すること。

イ 添付書類に金額を記載するときは、出納官吏事務規定（昭和22年大蔵省令第95条）第16条に規定する外国貨幣換算率により、その金額を日本国通貨に換算して記載すること。

(4) その他

申請に係る事務については、日本国内に住所または事務所を有する者に委任することができる。

4 更新申請書の受付期間

知事が別に定める期間内とする。

5 資格の有効期間

この告示の日以降において参加資格を有すると認定された日（以下「認定日」という。）から認定日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

ただし、更新申請者は、8の競争入札参加資格審査通知をした日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年間とする。

6 競争入札参加資格審査申請書その他の資格に関する文書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課

総務第三グループ

電話0776-20-0253

7 参加資格の審査

競争入札に参加しようとする者の資格審査の項目は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 売上高

(2) 経営規模

ア 純資産

イ 従業員数

(3) 経営状況

ア 流動比率

イ 営業年数

(4) その他

ア 国際規格ISO14001または環境省規格エコアクション21の認証取得の有無

イ 障害者雇用の状況

ウ 次世代育成支援のための雇用環境の整備の状況

エ 福井県父親子育て応援企業知事表彰受賞・登録の有無

オ ふく育応援団「従業員応援企業」の登録の有無

- カ 福井県子育てモデル企業認定の有無
- キ ふくい女性活躍推進企業プラス登録の有無

8 資格審査の結果の通知等

競争入札の資格審査を行ったときは、その結果を競争入札参加資格審査通知書（様式第3号）により申請した者に通知するとともに、有資格者については福井県競争入札参加資格者名簿に登載する。

なお、申請日から特定調達契約に係る競争入札の期日までに日数の余裕がないときは、当該競争入札の期日までに参加資格の審査を終了することができないことがある。

9 名簿記載事項の変更届出

有資格者は、申請書の提出後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第4号。以下「変更届」という。）により届け出なければならない。

- (1) 商号、名称または支店等の名称を変更したとき。
- (2) 本店または支店等の住所を変更したとき。
- (3) 法人にあっては代表者、個人にあってはその者の氏名を変更したとき。
- (4) 委任者を変更したとき。
- (5) 営業種目の追加、休止または一部の廃止をしたとき。
- (6) 経営規模を著しく変更したとき。
- (7) その他営業に関して重要な事項を変更したとき。

10 競争入札参加資格の取消し

有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、特別の理由がある場合を除き、当該競争入札参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者または競争入札参加資格申請書およびその添付書類に虚偽の事項を記載した者。
- (2) 営業種目の全部を廃止したとき。
- (3) 競争入札参加資格の取消しを申し出たとき。
- (4) その他知事が必要と認めたとき。

(1)から(4)により競争入札参加資格を取り消したときは、当該競争入札参加資格を取り消された者を参加資格者名簿から抹消するとともに、競争入札参加資格取消（停止）通知書（様式第5号）によりその者に通知する。

11 競争入札参加資格の停止

有資格者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 地方自治法第167条の4第2項各号に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者。
- (2) 県税、法人税、申告所得税、復興特別所得税、消費税または地方消費税を滞納して

いる者。

- (3) 福井県が訴えを提起している者。
- (4) その他知事が必要と認めたとき。

(1)から(4)により競争入札に参加させないこととしたときは、競争入札参加資格取消（停止）通知書により当該有資格者に通知する。

12 その他必要な事項

1件の特定調達契約について福井県が発注することができる額（以下「発注基準額」という。）は、当該特定調達契約の相手方において、決定日の属する事業年度の直前の事業年度における製造実績額または販売額の4分の1に相当する額（その額に100万円未満の端数金額があるときは、当該端数金額を切り上げた額）以下の額とする。ただし、契約の種類により、特定調達契約の相手方の経営および信用の状況、契約履行能力その他特殊な事情を総合的に勘案し、当該発注基準額を超えて発注することがある。

福井県告示第185号

物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等の一部を改正する告示

物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等（昭和42年福井県告示第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請書の提出)</p> <p>第2条 競争入札の資格審査を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める期間内に会計局会計課へ提出するものとする。<u>ただし、「福井県物品等発注事務に関するコンプライアンス要綱」に基づき不当な働きかけ等があったとして行政指導の通知を受けてから2月を経過していない者（当該通知を受けた者が役員または従業員である場合の法人を含む。）は、申請書を提出することができない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(競争入札参加の資格)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(資格審査の項目)</p> <p>第4条 競争入札に参加しようとする者の資格審査の項目は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>オ ふく育応援団「従業員応援企業」の登録の有無</u></p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p>	<p>(申請書の提出)</p> <p>第2条 競争入札の資格審査を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める期間内に会計局会計課へ提出するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(競争入札参加の資格)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(資格審査の項目)</p> <p>第4条 競争入札に参加しようとする者の資格審査の項目は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p>

様式第1号中 「 福井県父親子育て応援企業知事表彰受賞・福井県父親子育て応援企業登録 を
 福井県子育てモデル企業の認定 」

「 福井県父親子育て応援企業知事表彰受賞・福井県父親子育て応援企業登録
 ふく育応援団「従業員応援企業」登録
 福井県子育てモデル企業の認定 」
 に改める。

附 則
 (施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

福井県告示第186号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県奨学育英基金貸付金の返還金の未収金に関する収納事務を委託したので、同令第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

1 受託者の名称および代表者の氏名ならびに住所

弁護士法人 一番町綜合法律事務所

代表社員 神崎 浩昭

東京都千代田区紀尾井町3番12号紀尾井町ビル

2 委託事務の内容

福井県奨学育英基金貸付金の返還金の未収金に関する収納事務

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 徴収の方法

文書または口頭による納入の通知による。

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定に基づき、令和8年度調理師試験を実施するので、調理師法施行細則（昭和34年福井県規則第31号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月1日

福井県知事 石田 嵩人

1 試験の日時

令和8年10月31日（土）

13時30分から15時30分まで

2 試験の場所

福井市西木田2丁目8番1号

福井商工会議所

2 受験手続

郵送受付

令和8年5月7日(木)から令和8年6月3日(水)まで(当日消印有効)

〒103-0013

東京都中央区日本橋人形町1-4-1内山ビル2階

公益社団法人調理技術技能センター

調理師試験担当あて送付すること。

3 受験申請書の配布

令和8年5月7日(木)から令和8年6月3日(水)まで

県各健康福祉センター、福井市保健所、県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課、
公益社団法人調理技術技能センターにおいて配布

4 受験手数料

6,100円

5 問い合わせ先

公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当

(電話03-3667-1815)

教育委員会告示

福井県教育委員会告示第1号

公印の調製をしたので、福井県教育委員会公印規則(昭和35年福井県教育委員会規則
第1号)第3条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

福井県教育委員会

調製した公印

使用開始年月日 令和8年4月1日

規格 方8.0センチメートル

印影 福井県立若杉中学校印



